

申告は正しくお早めに

所得税・町県民税の
申告相談を、2月7日(木)から
行います。

お問い合わせ 町税務課 (☎852・5144)

平 成30年分所得税と平成31年度町県民税の申告相談を実施します。町内ごとの申告相談日程や会場は9ページをご覧ください。

申告が必要な方

- ▼平成31年1月1日現在で本町に住所があり、次に該当する方。
 - ▼不動産・営業・農業・一時・雑所得・譲渡所得等があり、所得税に係る確定申告を提出していない方
 - ▼給与所得者で、2ヶ所以上から給与を得ている方
 - ▼事業所からの給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ▼平成30年中に中途または退職し、所得税の年末調整をしていない方
 - ▼各種控除を受ける方(年末調整済みの方を含む)
 - ▼生命保険の満期戻戻金収入や死亡保険金等の収入があった方
 - ※平成30年1月～12月の間に収入がなかった方も、町では収入の有無を把握できないため、申告が必要となります。

申告に必要なもの

- ①個人番号が分かる書類(マイナンバーカードや通知カード)と本人確認ができる書類(運転免許証や保険証など)
- ※本人確認書類のコピーは不要です。

②印鑑
③還付金の振込先情報(分かるもの)

④所得計算に必要な書類

- ・給与、年金等の源泉徴収票や給与支払証明書
- ・営業、農業などによる所得がある方は、収入や経費が分かる帳簿類や、営業所得計算書、平成30年分農業所得に係る取引明細書などを持参してください。

⑤各種控除に必要な書類

- ・各種保険の保険料控除支払証明書(社会保険、生命保険、地震保険等)
- ・寄附金の採納証明書または領収書、受領書など
- ・配偶者控除や扶養控除を受ける方は配偶者や被扶養者の収入金額が分かる書類
- ・障害者控除を受ける方は障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方は住宅に係る登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、住まい給付金等の補助金関係書類
- ※土地や建物の売却や株式等の譲渡所得など、内容によっては税務署での申告をお願いすることがあります。
- ※後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付確認書は健康福祉課、国民健康保険税の納付確認書は税務課で発行します。

医療費控除について

書は税務課で発行します。
「医療費控除」等の適用を受けられる場合は、医療費の領収書の添付または提示(平成31年分までは可)に代えて次の書類の添付が必要となります。

- ①医療費控除
「医療費控除の明細書」または「医療保険者等が発行した医療費通知」
- ②セルフメディケーション税制
「セルフメディケーション税制の明細書」の添付と一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示

※なお、「医療費控除」を選択した場合、「セルフメディケーション税制」を受けることはできません。
※セルフメディケーション税制についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

「確定申告のお知らせ」のハガキについて

税務署から、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキが送付されます。
確定申告書の作成に必要な情報が記載されていますので、申告相談の際は必ず持参してください。

税についての作文 受賞作品の紹介

五城目町納税貯蓄組合連合会
長賞受賞作品

「私たちと税」

日本の平均寿命は年々延びている。食文化や医療の充実、月日を重ねるごとに、さまざまな技術の進歩のための研究が行われ、それにもよって日本の平均寿命が延びているのだと考えられる。

日本の平均寿命が増加傾向にある中で問題は若者の負担が大きくなるということだ。2000年の働き手と高齢者の比率は約4分の1。つまり、1人の高齢者を4人で支えているのである。

今月号では、「平成30年度中学生の税についての作文コンクール」で五城目町納税貯蓄組合連合会長賞を受賞した川村響華さん(五城目第一中学校3年)の作品を紹介します。

しかし、現在日本では少子高齢化が進行しており、この問題の一つは国が国民の生活を保障する社会保障の費用を増やしていくことであり、もう一つはその費用を負担する働き手が減っていくことである。

日本の税収のトップ3は「所得税」「消費税」「法人税」。所得税とは個人の所得(給料)に対して課される税金のこと。消費税とは消費に対して課される租税のことである。買い物をする時、消費税が課算される。私たち中学生も国に税金を納めているのだ。法人税とは法人の所得に対して課せられる税金のことである。

私たちが現在納めている税金といえば、消費税のみだが私たちがいざ仕事をして、税金を納めなければならぬ。税金を納めなければ、道路を整備する費用も、新しい施設を作る費用も、私たちの教育

負担費もなくなってしまう。納税をするのはとても大変なことであるが、緊急時などにはとても頼りになるのだ。今まで地震などの災害時には税金で食料を購入し被災地に届けた。税金によって助けられたという人もたくさんいる。

今、私たちができることは不自由なくできる勉強を一生懸命やって感謝の気持ちを持つということだ。

そして私たちが大人になって今よりもっと税金を納めるようになったら、税金は様々な場面で使われている、とても大切なものであるという意識を持ち、よりよい環境になるように、責任をもって日本の未来のために税金を納めていきたい。そして、正しい使い方をして、自分ができることを精いっぱいやりたいと感じた。

準備はお早めに 申告相談日程

日付と曜日	町内名	会場
2/7 木	広ヶ野、希望ヶ丘、今町、御蔵町、小池町、川原町、新町、一番町	役場4階「大会議室」
8 金	田町、古川町、長町	役場4階「大会議室」
12 火	紀久栄町、新畑町、矢場崎ななくら	役場4階「大会議室」
13 水	米沢町、畑町、仲町	役場4階「大会議室」
14 木	帝釈寺、町村、門前、蓬内台、小野台、平ノ下	役場4階「大会議室」
15 金	寺庭、中村、水沢、恋地、坊井地、杉沢、合地	ふれあいセンター
18 月	下山内、上山内	ふれあいセンター
19 火	富田、黒土(1・2区)、小倉、八田	富津内地区公民館
20 水	台・御蔵下、脇乙、落合、高千、北々口	富津内地区公民館
21 木	築地町、昭辰町、雀籠	富津内地区公民館
22 金	館町、中川原、下高崎、久保	富津内地区公民館
25 月	中高崎、上高崎、舘越	富津内地区公民館
26 火	上樋口(上・下)、樋口	富津内地区公民館
27 水	岩城町、東磯ノ目、西磯ノ目	富津内地区公民館
28 木	岡本1区、野田	富津内地区公民館
3/1 金	岡本2区、浦横町	富津内地区公民館
3/1 金	湯ノ又(1・4区)、小川口	富津内地区公民館
5 火	浅見内(1・6区)	富津内地区公民館
6 水	大川1・4区	富津内地区公民館
7 木	大川2・3区	富津内地区公民館
8 金	石崎、谷地中、曙町	富津内地区公民館
11 月	下樋口、西野	富津内地区公民館
12 火	全町	富津内地区公民館
13 水	全町	富津内地区公民館
14 木	全町	富津内地区公民館
15 金	全町	富津内地区公民館

※相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後3時(受付時間は午前8時30分～午後3時)
※都合がつかない場合は、割当外の会場でも申告相談ができます。
※予備日は、大変混雑しますので、早めの申告相談をお願いします。